

インフルエンザの注意報発令について

令和5年度第42週（10月16日から10月22日まで）における本県の1医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数（※）が、国の定める注意報発令の基準値を超えましたので、本日、インフルエンザの注意報を発令しました。

県民の皆様におきましては、手洗いを始めとした「うつらない」「うつさない」ための基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

1 患者発生状況

管轄 保健所名	1 定点当たりの患者報告数		管轄 保健所名	1 定点当たりの患者報告数	
	直近（42週） （10/16～22）	前週（41週） （10/9～15）		直近（42週） （10/16～22）	前週（41週） （10/9～15）
前橋市	9.69	7.31	吾妻	1.67	1.00
高崎市	14.71	7.71	利根沼田	17.60	7.80
伊勢崎	10.80	4.70	館林	6.44	3.44
渋川	10.00	12.33	桐生	18.88	11.63
藤岡	14.67	17.33	太田	6.60	4.00
富岡	22.00	9.33	安中	23.67	5.33
県全体	12.06	7.20			

【基準値】

- 流行開始の目安：1.00人以上
- 注意報発令：10.00人以上
- 警報発令：30.00人以上

注意報・警報発令後、10.00未満になった場合、注意報又は警報を解除する。

2 過去の発令状況

令和2年度～令和4年度 発令なし

平成31年度（令和元年度）注意報 12月24日 解除 2月26日

平成30年度 注意報 1月8日 警報 1月16日 解除 2月26日

（※）発生動向を把握するために、県内87医療機関（定点医療機関）から1週間分の患者数の報告を受けて、1定点当たりの患者報告数をもって流行状況を把握する目安としている。
警報発令・解除の判断は、県全体の数値をもって行うこととしている。

～県民の皆様へ～

- （1）インフルエンザを予防するために
 - ・新型コロナウイルス感染症対策と同様、その場に応じたマスクの着用や手洗いなどの基本的な感染対策を心がけましょう。
 - ・早めに予防接種を受けましょう。
- （2）インフルエンザにかかったら
 - ・咳や発熱などの症状のある方は医療機関に電話をしてから受診するようにしてください。
 - ・咳などの症状があるときは、他の人にうつさないためにマスクの着用などの咳エチケットを守りましょう。